

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
計	10,000,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,447,997,492	3,447,997,492	東京、名古屋、大 阪、福岡、札幌、 ニューヨーク、ロ ンドン各証券取引 所(東京、名古屋、 大阪は市場第1部)	単元株式数 100株
計	3,447,997,492	3,447,997,492	—	—

(注) 発行済株式は、すべて議決権を有する株式です。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しています。

< 第3回新株予約権証券（平成16年6月23日取締役会決議分） >

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	10,349個	10,349個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,034,900株	1,034,900株
新株予約権の行使時の払込金額	4,541円	4,541円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成22年7月31日まで	平成18年8月1日から 平成22年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,541円 資本組入額 2,271円	発行価格 4,541円 資本組入額 2,271円
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りではありません。 3 新株予約権の相続はこれを認めません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

< 第4回新株予約権証券（平成17年6月23日取締役会決議分） >

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	15,871個	15,871個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,587,100株	1,587,100株
新株予約権の行使時の払込金額	4,377円	4,377円
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成23年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,377円 資本組入額 2,189円	発行価格 4,377円 資本組入額 2,189円
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、当社第101回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。 3 新株予約権の相続はこれを認めません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- ② 当社は、会社法第236条および第238条の規定ならびに第239条の規定に基づき新株予約権を発行しています。

< 第5回新株予約権証券（平成18年6月23日取締役会決議分） >

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	31,760個	31,760個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,176,000株	3,176,000株
新株予約権の行使時の払込金額	6,140円	6,140円
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成26年7月31日まで	平成20年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 6,140円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。	発行価格 6,140円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、当社第102回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

< 第6回新株予約権証券（平成19年6月22日取締役会決議分） >

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	32,640個	32,640個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,264,000株	3,264,000株
新株予約権の行使時の払込金額	7,278円	7,278円
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成27年7月31日まで	平成21年8月1日から 平成27年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 7,278円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。	発行価格 7,278円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、当社第103回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

< 第7回新株予約権証券（平成20年7月15日取締役会決議分） >

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	34,940個	34,940個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,494,000株	3,494,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,726円	4,726円
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成28年7月31日まで	平成22年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,726円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。	発行価格 4,726円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、当社第104回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

< 第8回新株予約権証券（平成21年7月15日取締役会決議分） >

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	34,920個	34,920個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,492,000株	3,492,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,193円	4,193円
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成29年7月31日まで	平成23年8月1日から 平成29年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,193円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。	発行価格 4,193円 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、当社第105回定時株主総会最終後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者が、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った場合は、新株予約権を行使できないものとします。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	—	3,609,997	—	397,049	—	416,970
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	—	3,609,997	—	397,049	—	416,970
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注)	△162,000	3,447,997	—	397,049	—	416,970
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日	—	3,447,997	—	397,049	—	416,970
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	—	3,447,997	—	397,049	—	416,970

(注) 自己株式の消却による減少。

## (6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	470	96	4,812	1,027	447	621,232	628,085	—
所有株式数(単元)	5,530	11,829,436	351,303	6,041,848	8,435,912	2,377	7,788,863	34,455,269	2,470,592
所有株式数の割合(%)	0.02	34.33	1.02	17.53	24.48	0.01	22.61	100.00	—

(注) 1 「その他の法人」欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、21単元含まれています。

2 「外国法人等個人以外」欄には、ADR(米国預託証券)保有分の株式が、株主数1人、798,506単元含まれています。

3 当社所有の自己株式は、株主総会決議または取締役会決議に基づく自己株式の取得、および単元未満株式の買取請求によるものであり、「個人その他」欄に、3,120,016単元含まれています。

## (7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	355,468	10.31
(株)豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地	201,195	5.84
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	191,402	5.55
日本生命保険(相)	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	130,469	3.78
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	87,827	2.55
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	86,649	2.51
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ (常任代理人 (株)三井住友銀行)	One Wall Street, New York, N.Y. 10286, U.S.A. (東京都千代田区有楽町一丁目1番2号)	79,850	2.32
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	77,431	2.25
三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区新川二丁目27番2号	65,166	1.89
(株)デンソー	愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地	58,678	1.70
計	—	1,334,140	38.69

(注) 1 上記のほか、当社が所有している自己株式312,001千株があります。

2 上記、各信託銀行所有株式数は、全て信託業務に係る株式の総数です。各信託銀行所有株式数のうち株主名簿上所有株式数が最も多い名義分は、それぞれ次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)140,755千株、日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)142,833千株、資産管理サービス信託銀行(株)(証券投資信託口)17,595千株

3 ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズは、ADR(米国預託証券)の受託機関であるザ バンク オブ ニューヨーク メロンの株式名義人です。

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注) 1	普通株式 350,939,700	—	—
完全議決権株式(その他) (注) 2	普通株式 3,094,587,200	30,945,872	—
単元未満株式	普通株式 2,470,592	—	—
発行済株式総数	3,447,997,492	—	—
総株主の議決権	—	30,945,872	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」は、自己株式312,001,600株と相互保有株式38,938,100株です。

2 「完全議決権株式(その他)」には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2,100株(議決権21個)含まれています。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
トヨタ自動車(株) [自己株式]	愛知県豊田市トヨタ町 1番地	312,001,600	—	312,001,600	9.05
東和不動産(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号	35,314,200	—	35,314,200	1.02
豊田合成(株)	愛知県清須市春日長畑 1番地	1,658,900	—	1,658,900	0.05
アイシン高丘(株)	愛知県豊田市高丘新町天王 1番地	473,100	—	473,100	0.01
富士通テン(株)	兵庫県神戸市兵庫区御所通 一丁目2番28号	334,300	—	334,300	0.01
豊臣機工(株)	愛知県安城市今本町東向山 7番地	294,600	—	294,600	0.01
京三電機(株)	茨城県古河市丘里11番地3	222,400	—	222,400	0.01
名古屋テレビ放送(株)	愛知県名古屋市中区橋 二丁目10番1号	211,500	—	211,500	0.01
トヨタ紡織(株)	愛知県刈谷市豊田町一丁目 1番地	201,300	—	201,300	0.01
アイシン・エイ・ ダブリュ(株)	愛知県安城市藤井町高根 10番地	100,100	—	100,100	0.00
愛三工業(株)	愛知県大府市共和町一丁目 1番地の1	71,700	—	71,700	0.00
ネットトヨタ西日本(株)	福岡県福岡市博多区西月隈 三丁目1番48号	12,700	—	12,700	0.00
(株)東海理化電機製作所	愛知県丹羽郡大口町豊田 三丁目260番地	10,200	—	10,200	0.00
大豊工業(株)	愛知県豊田市緑ヶ丘三丁目 65番地	10,000	—	10,000	0.00
名古屋ダイハツ(株)	愛知県名古屋市中区千代田 三丁目2番5号	10,000	—	10,000	0.00
アイシン軽金属(株)	富山県射水市奈呉の江 12番地の3	9,900	—	9,900	0.00
ナミコー(株)	兵庫県伊丹市東有岡一丁目 65番地	2,000	—	2,000	0.00
(株)神菱	兵庫県小野市匠台6番地	1,000	—	1,000	0.00
津田工業(株)	愛知県刈谷市幸町一丁目 1番地1	200	—	200	0.00
計	—	350,939,700	—	350,939,700	10.18

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しています。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21若しくは会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき当社が新株予約権を発行する方法により、当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等に対して付与することを、平成16年から平成22年にそれぞれ開催された定時株主総会において決議されたものです。

当該制度の内容は次のとおりです。

[平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくストックオプション制度]

<平成16年6月23日定時株主総会決議分>

決議年月日	平成16年6月23日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 609名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	2,021,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,541円 (注)
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から平成22年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りではありません。</li> <li>3 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>4 その他の条件は、平成16年6月23日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ2第2項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行いません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

<平成17年6月23日定時株主総会決議分>

決議年月日	平成17年6月23日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 622名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	2,104,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,377円 (注)
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成23年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、平成17年6月23日開催の定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。</li> <li>3 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>4 その他の条件は、平成17年6月23日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ2第2項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行いません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

[会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づくストックオプション制度]

<平成18年6月23日定時株主総会決議分>

決議年月日	平成18年6月23日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 606名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	3,176,000株
新株予約権の行使時の払込金額	6,140円 (注)
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から平成26年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、平成18年6月23日開催の定時株主総会終了後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。</li> <li>3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件は、平成18年6月23日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行いません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

<平成19年6月22日定時株主総会決議分>

決議年月日	平成19年6月22日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 609名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	3,264,000株
新株予約権の行使時の払込金額	7,278円 (注)
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から平成27年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、平成19年6月22日開催の定時株主総会終了後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。</li> <li>3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件は、平成19年6月22日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行いません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

<平成20年6月24日定時株主総会決議分>

決議年月日	平成20年6月24日定時株主総会および平成20年7月15日取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 627名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	3,494,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,726円（注）
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から平成28年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、平成20年6月24日開催の定時株主総会終了後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件は、平成20年6月24日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行いません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

<平成21年6月23日定時株主総会決議分>

決議年月日	平成21年6月23日定時株主総会および平成21年7月15日取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 644名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	3,492,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,193円（注）
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から平成29年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、平成21年6月23日開催の定時株主総会終了後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者が、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った場合は、新株予約権を行使できないものとします。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件は、平成21年6月23日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行いません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

<平成22年6月24日定時株主総会決議分>

決議年月日	平成22年6月24日定時株主総会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等(個別の付与対象者の決定については、新株予約権発行の取締役会決議による)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	3,600,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値)に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。(注)
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日から平成30年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</li> <li>2 新株予約権者は、平成22年6月24日開催の定時株主総会終了後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。</li> <li>3 新株予約権者が、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った場合は、新株予約権を行使できないものとします。</li> <li>4 新株予約権の相続はこれを認めません。</li> <li>5 その他の条件は、平成22年6月24日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき定めるものとします。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行いません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成20年6月24日)での決議状況 (取得期間平成20年6月25日～平成21年6月24日)	30,000,000	200,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	14,016,700	69,997,700,000
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	15,983,300	130,002,300,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	53.28	65.00
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	53.28	65.00

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	44,415	165,352,720
当期間における取得自己株式	3,512	12,881,705

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得は含まれていません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	157,800	646,734,539	—	—
保有自己株式数	312,001,632	—	312,005,144	—

(注) 当期間の株式数および処分価額の総額には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡および単元未満株式の買取による取得は含まれていません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様のご利益を重要な経営方針の一つとして位置づけ、持続的な成長の実現に向け、引き続き企業体質の改善に取り組み、企業価値の向上に努めていきます。配当金については、毎期の業績・投資計画・手元資金の状況等を勘案したうえで、継続的に配当を行うよう努めていきたいと考えています。

また、今後も厳しい競争を勝ち抜くため、内部留保資金については、お客様の安全・安心を優先した、次世代の環境・安全技術の早期商品化に向けた取り組みに活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。当社は定款に、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会であり、期末配当は定款に取締役会決議による剰余金の配当を可能とする規定を設けていますが、株主の意向を直接伺う機会を確保するため、株主総会としています。

当期の配当金については、上記方針に基づき、中間配当は1株につき20円、期末配当は1株につき25円とし、年間の配当金としては1株につき45円となりました。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年11月5日 取締役会決議	62,720	20
平成22年6月24日 定時株主総会決議	78,399	25

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	6,560	8,350	7,880	5,710	4,235
最低(円)	3,790	5,430	4,810	2,585	3,140

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第1部)の市場相場です。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	3,670	3,640	3,930	4,235	3,650	3,795
最低(円)	3,330	3,290	3,380	3,480	3,195	3,280

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第1部)の市場相場です。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	代表取締役	張 富士夫	昭和12年2月2日生	昭和35年4月 昭和62年7月  昭和63年9月 昭和63年12月  平成6年9月 平成6年10月  平成8年6月 平成10年6月 平成11年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成21年6月 当社入社 トヨタ モーター マニュファクチャリング U.S.A.(株)取締役執行副社長就任 当社取締役就任 トヨタ モーター マニュファクチャリング U.S.A.(株)取締役社長就任 当社常務取締役就任 トヨタ モーター マニュファクチャリング U.S.A.(株)取締役社長退任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 当社取締役社長就任 当社取締役副会長就任 当社取締役会長就任 豊田 鞆ヶ池 開発(株)取締役社長就任	(注) 2	40
取締役副会長	代表取締役	渡 辺 捷 昭	昭和17年2月13日生	昭和39年4月 平成4年1月 平成4年9月 平成9年6月 平成11年6月 平成13年6月 平成17年6月 平成21年6月 当社入社 当社経営企画部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 当社取締役社長就任 当社取締役副会長就任	(注) 2	37
取締役副会長	代表取締役	岡 本 一 雄	昭和19年2月20日生	昭和42年4月 平成7年1月  平成8年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成20年6月 当社入社 当社第2開発センター第2ボデー設計部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 当社取締役副会長就任	(注) 2	32
取締役社長	代表取締役	豊 田 章 男	昭和31年5月3日生	昭和59年4月 平成12年5月  平成12年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成20年6月  平成20年6月 平成20年7月  平成21年6月 平成21年12月 当社入社 当社Gazoo事業部主査兼国内業務部業務改善支援室主査就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 トヨタ モーター ノース アメリカ(株)取締役会長兼CEO就任 トヨタ自動車(中国)投資(有)取締役会長就任 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役会長就任 当社取締役社長就任 (株)トヨタモーターセールス&マーケティング取締役会長就任	(注) 2	4,574

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役副社長	代表取締役	内山田 竹 志	昭和21年 8 月17日生	昭和44年 4 月 平成 8 年 1 月  平成10年 6 月 平成13年 6 月 平成15年 6 月 平成17年 6 月 平成22年 1 月 当社入社 当社第 2 開発センターチーフ エンジニア就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 キャルティ デザイン リサー チ(株)取締役副社長就任	(注) 2	32
取締役副社長	代表取締役	布 野 幸 利	昭和22年 2 月 1 日生	昭和45年 4 月 平成 9 年 7 月  平成12年 6 月  平成12年 6 月 平成15年 6 月 平成15年 6 月  平成16年 6 月 平成17年 6 月 平成17年 6 月  平成17年 6 月  平成18年 5 月  平成19年 6 月  平成21年 6 月 平成21年 6 月 トヨタ自動車販売(株)入社 米国トヨタ自動車販売(株)上級 副社長就任 米国トヨタ自動車販売(株)上級 副社長退任 当社取締役就任 当社常務役員就任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役社長就任 当社取締役就任 当社専務取締役就任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役社長退任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役会長就任 トヨタ モーター ノース アメ リカ(株)取締役会長就任 トヨタ モーター ノース アメ リカ(株)取締役会長退任 当社取締役副社長就任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役会長退任	(注) 2	34
取締役副社長	代表取締役	新 美 篤 志	昭和22年 7 月30日生	昭和46年 4 月 平成11年 6 月 平成12年 6 月 平成14年 6 月  平成15年 6 月 平成16年 6 月 平成17年 6 月  平成17年 6 月 平成21年 6 月 平成21年 6 月  平成21年 6 月 当社入社 当社生技管理部長就任 当社取締役就任 トヨタ モーター マニュファ クチャリング ノース アメリ カ(株)取締役社長就任 当社常務役員就任 当社取締役就任 トヨタ モーター マニュファ クチャリング ノース アメリ カ(株)取締役社長退任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 トヨタ モーター エンジニア リング アンド マニュファク チャリング ノース アメリカ (株)取締役会長就任 トヨタ自動車技術センター (中国) (株)取締役会長就任	(注) 2	37

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役副社長	代表取締役	佐々木 真一	昭和21年12月18日生	昭和45年4月 当社入社 平成12年1月 当社堤工場工務部長就任 平成13年6月 当社取締役就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成16年6月 トヨタ モーター エンジニアリング・マニユファクチャリング ヨーロッパ(株)取締役社長就任 平成17年6月 当社専務取締役就任 平成17年10月 トヨタ モーター エンジニアリング・マニユファクチャリング ヨーロッパ(株)取締役社長退任 平成17年10月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役社長就任 平成18年7月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役社長退任 平成21年6月 当社取締役副社長就任 (平成17年10月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)はトヨタ モーター マーケティング ヨーロッパ(株)がトヨタ モーター ヨーロッパ(株)およびトヨタ モーター エンジニアリング・マニユファクチャリング ヨーロッパ(株)と合併し、トヨタ モーター ヨーロッパ(株)に社名変更)	(注) 2	14
取締役副社長	代表取締役	一丸 陽一郎	昭和23年10月10日生	昭和46年7月 トヨタ自動車販売(株)入社 平成12年1月 当社カローラ店営業本部カローラ店営業部長就任 平成13年6月 当社取締役就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成17年6月 当社専務取締役就任 平成21年6月 当社取締役副社長就任	(注) 2	25
取締役副社長	代表取締役	小澤 哲	昭和24年8月5日生	昭和49年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 平成14年6月 当社海外企画部副部長就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成19年6月 当社専務取締役就任 平成22年5月 当社取締役副社長就任	(注) 2	17
専務取締役	事業開発本部長 情報事業本部長	小平 信因	昭和24年3月18日生	昭和47年4月 通商産業省入省 平成16年7月 資源エネルギー庁長官就任 平成18年7月 資源エネルギー庁長官退官 平成20年8月 当社顧問就任 平成21年6月 当社常務役員就任 平成22年6月 当社専務取締役就任	(注) 2	4
専務取締役	豪亜本部長 中ア中本部長	岡部 聡	昭和22年9月17日生	昭和46年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 平成12年1月 当社オセアニア・中近東本部オセアニア・中近東営業部長就任 平成13年6月 当社取締役就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成17年6月 当社専務取締役就任 平成17年6月 トヨタ モーター アジア パシフィック(株)取締役会長就任 平成21年7月 トヨタ モーター アジア パシフィック エンジニアリング アンド マニユファクチャリング(株)取締役会長就任	(注) 2	30



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	技術管理本部長	山 科 忠	昭和26年5月8日生	昭和52年4月 平成13年1月 平成15年6月 平成16年6月 平成18年12月 平成19年6月 平成20年6月 当社入社 トヨタ テクニカル センター U. S. A. (株)取締役社長就任 当社常務役員就任 トヨタ テクニカル センター U. S. A. (株)取締役社長退任 トヨタモータースポーツ(有)取 締役副会長就任 トヨタモータースポーツ(有)取 締役会長就任 当社専務取締役就任	(注) 2	13
専務取締役	総務・人事 本部長 経理本部長 情報システム 本部長	伊地知 隆 彦	昭和27年7月15日生	昭和51年4月 平成15年1月 平成16年6月 平成20年6月 当社入社 当社経理部長就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注) 2	17
専務取締役		安 形 哲 夫	昭和28年4月26日生	昭和51年4月 平成16年1月 平成16年6月 平成18年7月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年7月 当社入社 当社生産管理部長兼同部シス テム企画室長就任 当社常務役員就任 トヨタ モーター ヨーロッパ (株)執行副社長就任 当社専務取締役就任 トヨタ モーター エンジニア リング アンド マニュファク チャリング ノース アメリカ (株)取締役社長就任 ティー エス エス シー(株)取締 役副社長就任 ティー・エイ・ビー・シー ホ ールディング(株)取締役社長就 任 トヨタ モーター マニュファ クチャリング ノーザンケンタ ッキー(株)取締役社長就任 トヨタ モーター ヨーロッパ (株)執行副社長退任 (平成21年1月 ティー エス エス シー(株)よりトヨタ プロ ダクション システム サポー ト センター(株)に社名変更)	(注) 2	10
専務取締役	国内営業本部長	前 川 眞 基	昭和24年10月17日生	昭和48年4月 平成13年1月 平成15年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成21年6月 トヨタ自動車販売(株)入社 当社国内マーケティング部長 就任 当社常務役員就任 トヨタアドミニスタ(株)取締役 社長就任 当社顧問就任 トヨタアドミニスタ(株)取締役 社長退任 当社専務取締役就任	(注) 2	15
専務取締役	調達本部長	伊 原 保 守	昭和26年11月17日生	昭和50年4月 平成14年1月 平成16年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年6月 トヨタ自動車販売(株)入社 当社事業開発部長就任 当社常務役員就任 トヨタ輸送(株)取締役社長就任 当社顧問就任 当社顧問退任 トヨタ輸送(株)取締役社長退任 当社専務取締役就任	(注) 2	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	生産技術本部長 製造本部長	岩瀬 隆 広	昭和27年5月28日生	昭和52年4月 平成17年1月 平成17年6月 平成21年6月	当社入社 当社明知工場機械部長就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注) 2	11
専務取締役	欧州本部長 営業企画本部長	石井 克 政	昭和28年4月22日生	昭和51年4月 平成15年1月 平成17年6月 平成17年7月 平成21年6月	トヨタ自動車販売(株)入社 トヨタ モーター マーケティング ヨーロッパ(株)取締役就任 当社常務役員就任 トヨタ モーター マーケティング ヨーロッパ(株)取締役退任 当社専務取締役就任	(注) 2	8
専務取締役	生産企画本部長	白根 武 史	昭和27年9月5日生	昭和52年4月 平成17年1月 平成17年6月 平成21年6月	当社入社 当社第1調達部長就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注) 2	10
専務取締役	カスタマー サービス本部 副本部長 商品開発本部長 第1技術開発 本部長	加藤 光 久	昭和28年3月2日生	昭和50年4月 平成12年1月 平成16年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成22年6月 平成22年6月	当社入社 当社第1開発センターチーフ エンジニア就任 当社常務役員就任 トヨタテクノクラフト(株)取締 役社長就任 当社顧問就任 当社顧問退任 トヨタテクノクラフト(株)取締 役社長退任 当社専務取締役就任	(注) 2	7
取締役	北米本部長	稲葉 良 規	昭和21年2月24日生	昭和43年4月 平成8年6月 平成9年6月 平成9年6月 平成11年6月 平成15年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年6月	トヨタ自動車販売(株)入社 米国トヨタ自動車販売(株)上級 副社長就任 当社取締役就任 米国トヨタ自動車販売(株)上級 副社長退任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役社長就任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役社長退任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 中部国際空港(株)取締役社長就 任 当社相談役就任 中部国際空港(株)取締役社長退 任 当社取締役就任 トヨタ モーター ノース アメ リカ(株)取締役社長兼COO就 任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役会長兼CEO就任 キャルティ デザイン リサー チ(株)取締役副社長就任 トヨタ パーソナル サービス U. S. A. (株)取締役社長就任	(注) 2	37
取締役	オーダー デリバリー 改善推進担当 TPS 指導担当 TPS 徹底推進担当	林 南 八	昭和18年5月2日生	昭和41年4月 平成9年9月 平成13年7月 平成21年6月	当社入社 当社生産調査部長就任 当社技監就任 当社取締役就任	(注) 2	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
常勤監査役		天 野 吉 和	昭和24年3月11日生	昭和47年4月 平成12年1月 平成14年6月 平成15年6月 平成19年6月	当社入社 当社コーポレートIT部副部長就任 当社取締役就任 当社常務役員就任 当社常勤監査役就任	(注) 3	25	
常勤監査役		山 口 千 秋	昭和24年12月25日生	昭和47年4月 平成13年6月 平成15年6月 平成15年6月	トヨタ自動車販売㈱入社 トヨタファイナンス㈱専務取締役就任 トヨタファイナンス㈱専務取締役退任 当社常勤監査役就任	(注) 3	5	
常勤監査役		中津川 昌 樹	昭和28年1月29日生	昭和51年4月 平成16年10月 平成18年6月	トヨタ自動車販売㈱入社 当社経理部長就任 当社常勤監査役就任	(注) 4	5	
監査役		茅 陽 一	昭和9年5月18日生	平成7年5月 平成10年4月 平成15年6月	東京大学名誉教授就任 ㈱地球環境産業技術研究機構副理事長就任 当社監査役就任	(注) 3	—	
監査役		森 下 洋 一	昭和9年6月23日生	平成5年2月 平成12年6月 平成18年6月 平成18年6月	松下電器産業㈱取締役社長就任 松下電器産業㈱取締役会長就任 当社監査役就任 松下電器産業㈱相談役就任 (平成20年10月 松下電器産業㈱よりパナソニック㈱に社名変更)	(注) 4	—	
監査役		岡 田 明 重	昭和13年4月9日生	平成9年6月 平成13年4月 平成14年12月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成22年4月	㈱さくら銀行取締役頭取就任 ㈱三井住友銀行取締役会長就任 ㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役会長就任 ㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役会長退任 ㈱三井住友銀行特別顧問就任 当社監査役就任 ㈱三井住友銀行名誉顧問就任	(注) 4	—	
監査役		松 尾 邦 弘	昭和17年9月13日生	平成16年6月 平成18年6月 平成18年9月 平成19年6月	最高検察庁検事総長就任 最高検察庁検事総長退官 弁護士登録 当社監査役就任	(注) 3	—	
計								5,152

- (注) 1 監査役 茅 陽一、監査役 森下 洋一、監査役 岡田 明重および監査役 松尾 邦弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 2 取締役の任期は、平成22年6月24日開催の定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
- 3 監査役 天野 吉和、監査役 山口 千秋、監査役 茅 陽一、監査役 松尾 邦弘の任期は、平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
- 4 監査役 中津川 昌樹、監査役 森下 洋一、監査役 岡田 明重の任期は、平成22年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期安定的な企業価値の向上を経営の最重要課題としています。その実現のためには、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築き、お客様に満足していただける商品を提供することにより長期安定的な成長を遂げていくことが重要と考えています。この考え方は、経営の基本方針である「トヨタ基本理念」にも記されており、また、これをステークホルダーとの関係から整理したCSR方針「社会・地球の持続可能な発展への貢献」として策定し、公表、展開しています。このような中で、グローバル企業としての競争力を一層強化していくために、様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっています。

#### ②コーポレート・ガバナンスの体制

現行の経営制度は、平成15年に導入されたものです。それ以前との主な違いは、取締役数を減らすとともに、取締役ではない「常務役員」を新設したことです。現行制度では、全社の様々な機能のオペレーションに関して、原則、取締役である「専務」が最高責任者の役割を担い、「常務役員」が実務を遂行するという仕組みになっています。「専務」を経営に特化させるのではなく、当社の強みである「現場重視」の考え方の下で、経営と現場の繋ぎ役と位置付けていることが、大きな特徴です。この結果として、現場意見の全社経営戦略への反映や、経営意思決定事項のオペレーションへの迅速な展開を通じて、現場に直結した意思決定をすることが可能になっています。役員体制については、当社の強みである「モノづくり」へのこだわり、現場重視、現地現物の精神を理解し、実践できる人材を中心とすることが重要だと考えており、現在当社に社外取締役はいませんが、相応しい人材がいれば社外取締役の登用も検討していきたいと考えています。

当社では、「インターナショナル・アドバイザー・ボード」を設置し、海外の有識者からグローバルな視点で、様々な経営課題に関するアドバイスを受けています。その他、「労使協議会・労使懇談会」、「トヨタ環境委員会」、「ストックオプション委員会」などの各種の協議会・委員会を通じて、様々なステークホルダーの視点から、経営や企業行動のあり方について審議やモニタリングを行っています。

また、当社は、社会的責任を果たす上で重要な活動を統括および推進するため、副社長以上の取締役および監査役の代表で構成される「CSR委員会」を設置しており、企業倫理、コンプライアンス、リスク管理、社会貢献および環境マネジメントに関する重要課題ならびにその対応について同委員会でも審議しています。さらに、従業員に対して社外弁護士を受付窓口とする「企業倫理相談窓口」をはじめとした複数の相談窓口を設置し、コンプライアンスに関する重要情報の早期把握に努めています。今後とも全世界のトヨタで働く人々の心構え・行動指針である「トヨタ行動指針」の一層の浸透をはかるとともに、各階層・各機能における教育や研修を通じて、企業倫理の徹底に努めていきたいと考えています。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役7名（含む社外監査役4名）は、監査役会が定めた監査の方針および実施計画に従って監査活動を実施し、コーポレート・ガバナンスの一翼を担っています。また、当社は、監査役監査を支える人材・体制を確保しています。社外監査役からは、公正・中立な立場で、専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。選任状況は適切であると考えています。内部統制・内部監査の状況については、監査役会、「CSR委員会」を通じて、また、会計監査については、会計監査人により監査役会を通じて社外監査役を含む監査役に報告されております。内部監査に関しては、経営者および直轄の独立した専任組織が、体制面の充実をはかり、平成19年3月期より財務報告に係る内部統制の有効性の評価を米国企業改革法404条に従い、また、前連結会計年度より財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価を金融商品取引法第24条の4の4第1項に従い、行っています。これらの監査役監査および内部監査に、外部監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的に、あるいは必要に応じて随時会合をもち、それぞれの監査計画と結果について情報共有、意思疎通をはかりながら、効率的で実効性のある監査を実施しています。なお、当社の当連結会計年度および当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は笹山勝則、初川浩司、山本房弘、および西川浩司であり、あらた監査法人に所属しています。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士41名、会計士補等35名、その他18名です。

アカウンタビリティ（説明責任）の充実としては、米国企業改革法の制定を受け「情報開示委員会」を設置し、フォーム20-Fに基づく年次報告書および有価証券報告書等において、当社の開示すべき重要情報の網羅性、適正性を確保しています。

今後とも、以上のような長期的な視点からの経営戦略の立案と施策の実行を通じて企業価値の長期安定的な向上に努めていきたいと考えています。

### ③内部統制システムの整備の状況

当社は、「トヨタ基本理念」および「トヨタ行動指針」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。実際の業務執行の場においては、業務執行プロセスの中に問題発見と改善の仕組みを組み込むとともに、それを実践する人材の育成に不断の努力を払っています。

以上の認識を基盤とし、内部統制の整備に関しては以下の基本方針に従い取り組んでいます。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 倫理規程、取締役に必要な法知識をまとめた解説書等を用い、新任役員研修等の場において、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底します。
- 2 業務執行にあたっては、取締役会および組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 3 企業倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要課題と対応についてCSR委員会等で適切に審議します。また、組織横断的な各種会議体で各機能におけるリスクの把握および対応の方針と体制について審議し、決定します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程ならびに法令に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限および責任に基づいて業務および予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 2 資金の流れや管理の体制を文書化する等、適正な財務報告の確保に取り組むほか、情報開示委員会を通じて、適時適正な情報開示を確保します。
- 3 安全、品質、環境等のリスクならびにコンプライアンスについて、各担当部署が、必要に応じ、規則を制定し、あるいはマニュアルを作成し配付すること等により、管理します。
- 4 災害等の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスク分散措置および保険付保等を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 中長期の経営方針および年度毎の会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。
- 2 本部統括取締役が、経営と執行のつなぎ役として経営方針に基づいて常務役員を指揮監督するとともに、常務役員に各部門における執行の権限を与えて機動的な意思決定を行います。
- 3 随時、外部の有識者をはじめとした様々なステークホルダーの意見を聞く機会を設け、経営や企業行動のあり方に反映させます。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1 各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持します。
  - 2 法令遵守およびリスク管理の仕組みを不断に見直し、実効性を確保します。そのため、各部署が点検し、CSR委員会等に報告する等の確認を実施します。
  - 3 コンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、企業倫理相談窓口等を通じて、法令遵守ならびに企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。
- (6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1 グループ共通の行動憲章として、トヨタ基本理念やトヨタ行動指針を子会社に展開し、グループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。人的交流を通じてトヨタ基本理念やトヨタ行動指針の浸透も図ります。
  - 2 子会社の財務および経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の多面的な管理を図ります。これらの部署は、子会社との定期および随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認します。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役室を設置し、専任の使用人を数名置きます。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役室員の人事については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1 取締役は、主な業務執行について担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
  - 2 取締役、常務役員および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告をします。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会、必要に応じた外部人材の直接任用等を確保します。

#### ④役員報酬の内容

##### (1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の額、報酬等の種類別の額及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の額(百万円)		報酬等の額 (百万円)
		基本報酬	賞与	
取締役	38	1,426	—	1,426
監査役 (うち社外監査役)	7 (4)	210 (57)	—	210 (57)

- (注) 1 当事業年度に係る取締役に対する賞与金の支給はありません。  
 2 上記のほか、取締役に対する金銭でない報酬等として、下記の会計上の費用を計上しました。  
 ストックオプション（平成19年6月22日開催の第103回定時株主総会決議および平成20年6月24日開催の第104回定時株主総会決議ならびに平成21年6月23日開催の第105回定時株主総会決議）

取締役38名 593百万円

※ストックオプションは、取締役に付与した「割当日時点の株価を基準に一定比率を上乗せして算定した1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額を、行使期間内に払い込むことにより、当社株式を取得できる権利」であり、「金銭でない報酬等」に該当します。上記金額は、割当日における諸条件を元に算定したストックオプションの公正価額のうち、当事業年度に計上した会計上の費用を記載しています。

##### (2) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			連結報酬等 の額 (百万円)	ストック オプション (百万円)	連結報酬等 の総額 (百万円)
		基本報酬	賞与	退職慰労金			
張 富士夫 (取締役)	提出会社	103	—	—	105	27	132
	米国トヨタ自動車 販売㈱	1	—	—		—	
渡 辺 捷 昭 (取締役)	提出会社	84	—	—	86	27	114
	米国トヨタ自動車 販売㈱	1	—	—		—	
岡 本 一 雄 (取締役)	提出会社	81	—	—	81	27	108
稲 葉 良 規 (取締役)	提出会社	1	—	—	113	10	124
	トヨタ モーター ノース アメリカ㈱	111	—	—		—	

- (注) ストックオプションは、取締役に付与した「割当日時点の株価を基準に一定比率を上乗せして算定した1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額を、行使期間内に払い込むことにより、当社株式を取得できる権利」であり、「金銭でない報酬等」に該当します。上記金額は、割当日における諸条件を元に算定したストックオプションの公正価額のうち、当連結会計年度に計上した会計上の費用を記載しています。

##### (3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役報酬額は、平成18年6月23日開催の第102回定時株主総会決議により、月額200百万円以内と定められています。また、当社の監査役報酬額は、平成20年6月24日開催の第104回定時株主総会決議により、月額30百万円以内と定められています。

#### ⑤ 社外監査役との関係

当社社外監査役およびその近親者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

#### ⑥ 責任限定契約の内容の概要等

当社は、社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

また、当社は、取締役および監査役が本来なすべき職務の執行をより円滑に行うことができるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

#### ⑦ 取締役の定数

当社は、取締役を30名以内とする旨を定款で定めています。

#### ⑧ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めています。また、上記のほか、会社法第459条第1項各号に掲げる事項についても、取締役会での決議を可能とする旨を定款で定めています。

#### ⑨ 自己株式取得の決定機関

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めています。また、上記のほか、会社法第459条第1項第1号に掲げる事項についても、取締役会での決議を可能とする旨を定款で定めています。

#### ⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めています。

#### ⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めています。

⑫株式の保有状況

(1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数、貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 204銘柄  
 貸借対照表計上額の合計額 790,874百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
KDD I (株)	497,488	240,784	自動車関連取引の維持・発展
アストラ インターナショナル(株)	192,000,000	82,861	自動車関連取引の維持・発展
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	149,263,153	73,138	金融取引の維持・発展
富士重工業(株)	129,000,000	62,436	自動車関連取引の維持・発展
パナソニック(株)	20,700,000	29,601	自動車関連取引の維持・発展
東海旅客鉄道(株)	40,000	28,480	地域経済との関係維持
いすゞ自動車(株)	100,000,000	25,300	自動車関連取引の維持・発展
ヤマハ発動機(株)	12,500,000	17,512	自動車関連取引の維持・発展
(株)三井住友フィナンシャルグループ	5,375,312	16,609	金融取引の維持・発展
三井住友海上グループホールディングス(株)	4,623,059	11,996	自動車関連取引の維持・発展
野村ホールディングス(株)	16,380,184	11,285	金融取引の維持・発展
浜松ホトニクス(株)	4,200,000	11,100	自動車関連取引の維持・発展
ダイセル化学工業(株)	15,000,000	9,645	自動車関連取引の維持・発展
NOK(株)	6,809,500	9,580	自動車関連取引の維持・発展
和泰汽車(株)	44,406,112	9,120	自動車関連取引の維持・発展
東京海上ホールディングス(株)	3,138,055	8,262	自動車関連取引の維持・発展
曙ブレーキ工業(株)	15,495,175	7,949	自動車関連取引の維持・発展
ヤマトホールディングス(株)	5,748,133	7,553	自動車関連取引の維持・発展
新日本製鐵(株)	20,160,000	7,398	自動車関連取引の維持・発展
日本精工(株)	10,000,000	7,380	自動車関連取引の維持・発展
(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション	11,180,400	7,054	自動車関連取引の維持・発展
フタバ産業(株)	8,585,127	6,962	自動車関連取引の維持・発展
カヤバ工業(株)	19,654,175	6,780	自動車関連取引の維持・発展
関西ペイント(株)	8,355,386	6,366	自動車関連取引の維持・発展
全日本空輸(株)	19,338,000	5,163	自動車関連取引の維持・発展
(株)不二越	13,182,433	4,033	自動車関連取引の維持・発展

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	1,103	19	844	140
連結子会社	858	27	898	9
計	1,962	46	1,742	150

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度および当連結会計年度において、当社の連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースに対して支払うべき報酬の額は、それぞれ2,394百万円および1,923百万円です。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度および当連結会計年度における、当社の監査公認会計士等に対する報酬のうち、非監査業務の内容は、会計事項および情報開示に関する助言・指導等です。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等の監査計画・監査内容、監査に要する時間等を十分に考慮し、当社監査役会による同意の上、適切に監査報酬額を決定しています。また、監査公認会計士等がトヨタに業務を提供しようとする際には、当社監査役会において当該業務が監査公認会計士等の独立性を害していないことについて確認の上、業務提供の事前承認を行っています。